元佐契第23号

令和元年8月28日

市内建設工事入札参加資格者　各位

佐久市長　栁田　清二

**小規模工事等の発注（輪番制）制度及び佐久市総合評価落札方式実施要綱の**

**見直しについて(通知)**

平素は、市行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成２７年度から５０万円を超えない工事又は修繕を「小規模工事等」と位置づけ、輪番制により見積を徴取し、随意契約（１者見積）による発注を行っています。

この度、労務単価の高騰により小規模工事（輪番制）の上限額を、現行の５０万円から７０万円に引き上げ下記のとおり関係例規の改正を行いますので通知します。

また、総合評価を適正に実施するために必要な細目を定めた「総合評価点算定基準」について、これまで加点対象としてきた労働安全衛生マネジメントの規格であるＯＨＳＡＳ１８０００シリーズの廃止が予定されており、新規格であるＩＳＯ４５００１との移行期間が設定されていることから、その移行期間は、ＩＳＯ４５００１とＯＨＳＡＳ１８０００シリーズのいずれも加点の対象としますので併せて通知します。

記

**１　小規模工事等の発注（輪番制）制度の見直しに係る主な改正例規**

1. 佐久市小規模工事等取扱規程の一部改正

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正 |
| （範囲及び限度）  第2条　小規模工事等の範囲は、道路（橋りょう及び交通安全施設を含む。）、用排水路、河川、公園、上下水道、建築物等の施設の改良又は機能維持を目的とする工事、修繕等で、１件の金額が50万円を超えないものとする。 | （範囲及び限度）  第２条　小規模工事等の範囲は、道路（橋りょう及び交通安全施設を含む。）、用排水路、河川、公園、上下水道、建築物等の施設の改良又は機能維持を目的とする工事で１件の金額が70万円を超えないもの又は修繕等で、１件の金額が50万円を超えないものとする。 |

1. 佐久市財務規則の一部改正

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正 |
| （随意契約の見積書の徴取）  第119条　予算執行者は、随意契約に付するときは、２人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。  (１)から(５)　略  (６)　１件の予定価格が50万円未満の工事又は委託の契約をするとき。  ２及び３　略  （契約書作成の省略）  第123条　前条の規定にかかわらず、予算執行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。  (１)　50万円未満の売買、貸借、請負その他の契約をするとき。  (２)及び(３)　略  ２　略  （契約保証金）  第124条　略  ２　略  ３　前２項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。ただし、契約者が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する額を徴収する旨を契約の条件としておかなければならない。  (１)から(６)　略  (７)　契約金額が50万円未満であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。  (８)　略 | （随意契約の見積書の徴取）  第119条　予算執行者は、随意契約に付するときは、２人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。  (１)から(５)　略  (６)　１件の予定価格が70万円未満の工事又は１件の予定価格が50万円未満の委託の契約をするとき。  ２及び３　略  （契約書作成の省略）  第123条　前条の規定にかかわらず、予算執行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。  (１)　50万円未満（工事の請負にあっては、70万円未満）の売買、貸借、請負その他の契約をするとき。  (２)及び(３)　略  ２　略  （契約保証金）  第124条　略  ２　略  ３　前２項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。ただし、契約者が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する額を徴収する旨を契約の条件としておかなければならない。  (１)から(６)　略  (７)　契約金額が50万円未満（工事の請負契約にあっては、70万円未満）であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。  (８)　略 |

1. 佐久市建設工事等入札・契約情報公表要綱の一部改正

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正 |
| （公表の対象）  第２条　企画部長は、建設工事等に関し、次の事項を公表するものとする。  (１)　略  (２)　市が発注する建設工事等に係る入札の経緯及び結果に関する事項。ただし、次に掲げる建設工事等に係るものは、除くものとする。  ア　設計額が250万円を超えないもの（ただし、随意契約の場合は、設計額が50万円未満のもの）  イ　略  （公表の時期）  第４条　公表する時期は、次のとおりとする。  (１)　略  (２)　入札の経緯並びに結果及び契約に関する事項  アからウ　略  エ　随意契約によることとした場合  前条第２号のエについては、契約締結後遅滞なく（ただし、設計額が50万円以上250万円以下の場合は、月ごとに月末に集計し、遅滞なく）  オ　略 | （公表の対象）  第２条　企画部長は、建設工事等に関し、次の事項を公表するものとする。  (１)　略  (２)　市が発注する建設工事等に係る入札の経緯及び結果に関する事項。ただし、次に掲げる建設工事等に係るものは、除くものとする。  ア　設計額が250万円を超えないもの（ただし、随意契約の場合は、設計額が50万円未満（建設工事にあっては、70万円未満）のもの）  イ　略  （公表の時期）  第４条　公表する時期は、次のとおりとする。  (１)　略  (２)　入札の経緯並びに結果及び契約に関する事項  アからウ　略  エ　随意契約によることとした場合  前条第２号のエについては、契約締結後遅滞なく（ただし、設計額が50万円以上250万円以下（建設工事にあっては、設計額が70万円以上250万円以下）の場合は、月ごとに月末に集計し、遅滞なく）  オ　略 |

1. 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱の一部改正

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正 |
| （対象入札及び最低制限価格の設定）  第３条　予算執行者は、設計金額が50万円以上の建設工事等に係る競争入札について、次に掲げる方法により算出した最低制限価格を設定するものとする。ただし、特別な事情があるときは、最低制限価格を設定しないことができる。  (１)及び(２)　略  ２　略  （最低制限価格の端数処理方法）  第４条　前条第１項の規定により算出した最低制限価格の端数処理方法については、次の表によるものとする。ただし、建設工事上限額若しくは建設工事下限額又は建設コンサルタント等の業務上限額若しくは建設コンサルタント等の業務下限額を最低制限価格とする場合、端数処理は行わないものとする。  建設工事  建築工事に係る積算による工事以外の工事  50万円以上 １万円未満切捨て  略 | （対象入札及び最低制限価格の設定）  第３条　予算執行者は、設計金額が70万円以上の建設工事及び設計金額が50万円以上の建設コンサルタント等の業務に係る競争入札について、次に掲げる方法により算出した最低制限価格を設定するものとする。ただし、特別な事情があるときは、最低制限価格を設定しないことができる。  (１)及び(２)　略  ２　略  （最低制限価格の端数処理方法）  第４条　前条第１項の規定により算出した最低制限価格の端数処理方法については、次の表によるものとする。ただし、建設工事上限額若しくは建設工事下限額又は建設コンサルタント等の業務上限額若しくは建設コンサルタント等の業務下限額を最低制限価格とする場合、端数処理は行わないものとする。  建設工事  建築工事に係る積算による工事以外の工事  70万円以上 １万円未満切捨て  略 |

1. 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱の一部改正

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正 |
| （対象工事等）  第３条　失格基準価格制度の適用対象  とする建設工事等は、設計金額が50万  円以上で、かつ、次の各号に掲げる区分  に応じ、当該各号に定める工種又は業種  に該当するものとする。  (１)及び(２)　略  ２　略 | （対象工事等）  第３条　失格基準価格制度の適用対象と  する建設工事等は、設計金額が建設工事に  あっては70万円以上、建設コンサルタン  ト等の業務にあっては50万円以上で、か  つ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各  号に定める工種又は業種に該当するもの  とする。  (１)及び(２)　略  ２　略 |

1. 佐久市工事の契約保証金に関する取扱規程の一部改正

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正 |
| （保証）  第２条　略  ２　前項の保証に係る契約保証金の額、  保証金額又は保険金額は、請負代金額の  100分の10以上としなければならない。  ただし、次の各号のいずれかに該当すると  きは、これを納めさせないことができる。  (１)　契約金額が50万円未満であり、か  つ、契約人が契約を確実に履行するもの  と市長が認めるとき。  (２)　当初の設計額が50万円以上300  万円未満の工事で、落札者が過去２年間  に国又は地方公共団体と種類及び規模  をほぼ同じくする契約を２回以上にわ  たって誠実に履行した実績を有する者  で、かつ、その者が当該契約を確実に履  行すると市長（専決する者を含む。）が認  めるとき。  ３から５　略 | （保証）  第２条　略  ２　前項の保証に係る契約保証金の額、  保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めさせないことができる。  (１)　契約金額が50万円未満（工事の請負契約にあっては、70万円未満）であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと市長が認めるとき。  (２)　当初の設計額が70万円以上300万円未満の工事で、落札者が過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行すると市長（専決する者を含む。）が認めるとき。  ３から５　略 |

1. 佐久市建設工事事務処理規程の一部改正

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正 |
| 別記（第13条関係）  （契約保証金の納付）  第１３条　落札者は、市長が金銭的保証  を求める場合は、契約の締結と同時に次  に掲げる保証を付さなければならない。  ただし、第５号の場合においては、履行  保証保険契約の締結後、直ちにその保険  証券を市長に寄託しなければならない。  （１）から（５）略  ２　前項の保証に係る契約保証金の額、  保証金額又は保険金額は、請負代金額の  100分の10以上としなければならない。  ただし、次の各号のいずれかに該当する  ときは、これを納めないことができる。  (１)　契約金額が50万円未満であり、か  つ、契約者が契約を確実に履行するもの  と市長が認めるとき。  (２)　当初の設計額が50万円以上300  万円未満の工事で、落札者が過去２年間  に国又は地方公共団体と、種類及び規模  をほぼ同じくする契約を２回以上誠実  に履行した実績を有する者で、かつ、そ  の者が当該契約を確実に履行すると市  長が認めるとき。  （３）から（５）　略  ３及び４　略  様式第12号（第19条、第21条関係）  様式第12号（第19条、第21条関係）  １から６　略  ７　変更工事の内容　別冊の設計図書のとおり  （請負契約書を作成してある場合）略  （請書を徴してあるもので、変更によ  り請負代金額が50万円以上となる場合）  　年　　月　　日付で契約を締結した建設工事の内容を上記のとおり変更し、別添の条項によって変更契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  備考１　略  ２　請書を徴してあるもので、変更に  より請負代金額が50万円以上となる場合は、建設工事請負契約約款（契約条項）を添付すること。 | 別記（第13条関係）  　（契約保証金の納付）  第１３条　落札者は、市長が金銭的保証を求める場合は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。  （１）から（５）略  ２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。  (１)　契約金額が50万円未満（工事の請負契約にあっては、70万円未満）であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと市長が認めるとき。  (２)　当初の設計額が70万円以上300万円未満の工事で、落札者が過去２年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行すると市長が認めるとき。  （３）から（５）　略  ３及び４　略  様式第12号（第19条、第21条関係）  様式第12号（第19条、第21条関係）  １から６　略  ７　変更工事の内容　別冊の設計図書のとおり  （請負契約書を作成してある場合）略  （請書を徴してあるもので、変更により請負代金額が70万円以上となる場合）  年　　月　　日付で契約を締結した建  設工事の内容を上記のとおり変更し、別添の条項によって変更契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  備考１　略  ２　請書を徴してあるもので、変更に  より請負代金額が70万円以上となる場合は、建設工事請負契約約款（契約条項）を添付すること。 |

1. 適用期日

令和元年１０月１日以降の発注より適用します。

２　佐久市総合評価落札方式実施要綱の一部改正

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正 |
| 総 合 評 価 点 算 定 基 準  １から４　　略  ５　価格以外の評価点  ５（１）から（２）のアの②　略  （２）企業の社会性・地域性   1. 労働環境（必須）   公告日現在での「労働安全衛生マネジメントシス  テム（ＯＨＳＡＳ）又は建設業労働安全衛生マネ  ジメント（ＣＯＨＳＭＳ）」の認証取得状況によ  り評価する。（0.25点）  ５の（２）のイから６　略 | 総 合 評 価 点 算 定 基 準  １から４　　略  ５　価格以外の評価点  ５（１）から（２）アの②　略  （２）企業の社会性・地域性  ③　労働環境（必須）  公告日現在での「労働安全衛生マネジメントシス  テム（ＯＨＳＡＳ18000シリーズ又はＩＳＯ45001  ）又は建設業労働安全衛生マネジメント（Ｃ  ＯＨＳＭＳ）」の認証取得状況により評価する。  （0.25点）  ５の（２）のイから６　略 |

1. 適用期日

告示の日（令和元年8月20日）以降の入札公告案件より適用します。

佐久市役所契約課契約係

電話0267-62-3084（直通）